

入 札 公 告

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次の通り公告する。なお、本入札は、総合評価落札方式により執行する。

平成22年8月6日

岩舟町長 茂 呂 幸 司

1 入札対象工事

工 事 名	町道広畑大峠線舗装修繕工事
工事場所	岩舟町大字小野寺
工 期	65日間
工事概要	<p>延長 L=340.0m 幅員 W=5.6~7.4m                  表層工 再生密粒度 As (20) -75・t=5 cm A=2,148 m<sup>2</sup>                  基層工 再生粗粒度 As (20) -75・t=5 cm A=778 m<sup>2</sup>                  上層路盤工 粒度調整碎石 M-40 t=10 cm A=778 m<sup>2</sup></p> <p>本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。</p>
予定価格	7,900,000 円（消費税等相当額を除く）

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

この公告の入札に参加できる者は、平成21・22年度の岩舟町建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者で、開札の日において次の資格をすべて満たしていること。

入札参加形態	単体
業 種	舗装工事
格 付	平成21・22年度の岩舟町建設工事入札参加資格者名簿に登録の際の経営事項審査結果通知書の舗装工事の総合評点（P）が600点以上
建設業許可	特定又は一般
配置技術者	建設業法の規定に基づく技術者を配置できること。
地域要件	岩舟町に、建設業法第3条に基づき設置された本店又は営業所があること。

そ の 他	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく岩舟町の入札参加制限を受けていない者であること。
	会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
	岩舟町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

### 3 入札日程等

参加申請書交付期間	<p>本公告日から平成22年8月12日(木)まで(岩舟町の休日を条例に定める町の休日(以下「町の休日」という。を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))</p> <p>岩舟町ホームページからダウンロード  <a href="http://www.town.iwafune.tochigi.jp">http://www.town.iwafune.tochigi.jp</a></p>
参加申請受付	<p>申請書及び資料は持参とし、郵送、電送等は受付しない。  平成22年8月11日(水)から8月13日(金)まで(町の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))</p> <p>提出場所：岩舟町総務課(本庁舎2階)</p>
設計図書の閲覧期間	<p>本公告の日から平成22年8月12日(木)まで(町の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))</p> <p>場所：岩舟町建設課(東庁舎1階)</p>
設計図書に関する質問提出期間	<p>書面により下記工事担当課へ持参、又はファクシミリによるものとする。</p> <p>本公告の日から平成22年8月13日(金)まで(町の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))</p> <p>提出場所：岩舟町建設課(東庁舎1階)  <b>Fax</b> 番号：0282-55-5650</p>
設計図書に関する質問回答期限	<p>回答日時 平成22年8月18日(水)午後4時まで  工事担当課から書面、又はファクシミリにより行う。</p>
現場説明会	実施しない
入札方法	持参によるものとする
入札日時	平成22年8月19日(木) 午前9時から正午
入札場所	<p>栃木県下都賀郡岩舟町大字静5133番地1  岩舟町役場建設課(東庁舎1階)</p>

評価項目算定資料提出	入札書と共に評価項目算定資料を提出すること
価格以外の評価項目及び配点	「価格以外の評価点の算定方法」のとおり
価格以外の評価点の公表	平成22年8月23日(月)午後4時までに岩舟町のホームページに掲載する。
工事費内訳書の提出	要する
価格以外の評価点の疑義の照会の受付	価格以外の評価点の公表日の翌日の午後5時まで 次に示す担当課へ提出する。 提出場所：岩舟町建設課（東庁舎1階） Fax 番号：0282-55-5650
疑義への回答	平成22年8月27日（金） 照会者に対し回答する。
開札の立会人	入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、本工事の入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
開札の日時及び場所	平成22年8月30日(月) 午前10時 岩舟町東庁舎 第1会議室
低入札価格調査	岩舟町建設工事低入札価格調査実施要領に基づき低入札調査基準価格を設定する。
確認申請書類等の提出	持参 提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（町の休日は除く。） 提出場所：岩舟町建設課（東庁舎1階）
落札の可否	確認書類等の審査後、落札者として決定する。
請負契約書の作成	要する。

#### 4 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	納付
支払条件	前払金：契約金額500万円以上の場合は請求できる。 部分払：請求できる。

#### 5 その他

- (1) 別紙岩舟町事後審査型条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）共通事項の示す通りとする。

#### 6 照会先

公告の内容：岩舟町総務課消防管財担当 電話（0282）55-7752

工事の内容：岩舟町建設課土木担当 電話（0282）55-7767

## 価格以外の評価点の算定方法

### 1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、入札書が無効でない者のうち、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者について次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

### 2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点の配点は、次の通りとする。

- (1) 価格点 90点
- (2) 価格以外の評価点 10点

### 3 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \text{ (少数点以下第4位四捨五入)}$$

(2) 最低価格は、各入札者の入札価格（消費税を含まない。以下、同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札価格とする。

### 4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料の提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目		評価内容	配点	評価基準	配点
企業の 施工 能力	同種・類似 工事の施 工実績	同種・類似工事を元 請として施工した実 績（特定建設工事共 同企業体の構成員と しての実績を含む。） により評価する。評 価の対象とする工事 は（5）に掲げる工 事とする。	1.5点	実績有り	1.5点
				実績無し	0点
	工事成績	過去3年間の工事成 績評定点（特定建設 工事共同企業体の構 成員としての評定点 を含む。）の平均値 [小数点以下第2位 四捨五入]により評 価する。対象となる 評定点がない場合 は、平均値を65点	2.0点	75点より大きい	2.0点
				65点より大きく 75点以下	1.0点
65点以下				0点	

		とみなす。 評価の対象とする工事は評価基準日の属する年度の前3ヶ年度の4月1日から前年度の3月31日までに竣工した岩舟町発注の舗装工事とする。			
配置予定技術者の能力	同種・類似工事の施工実績	同種・類似工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人元請けとして施工した実績(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績含む。)により評価する。評価の対象とする工事は、評価基準日までに完成引渡し完了した(5)に掲げる工事とする。	1.5点	実績有り	1.5点
				実績無し	0点
	保有資格	配置予定主任技術者の保有する資格を評価する。評価の対象とする資格は、(6)に掲げる資格とする。	1.5点	資格有り	1.5点
				資格無し	0点
地域貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と本店(建設業法に基づく主たる営業所に限る。)の所在地に基づき評価する。	1.5点	岩舟町内	1.5点
				その他の所在地	0点
	防災協定	防災協定の締結の有無により評価する。	1.0点	有り	1.0点
無し				0点	
その他	ISOの認証取得	ISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	0.5点	ISO9001又はISO14001のいずれかを取得	0.5点
				無し	0点

	建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	0.5 点	加入有り	0.5 点
				加入無し	0 点
合計			10 点		

5 価格以外の評価項目における同種・類似工事は、次の条件を満たす工事とする。

(例) 平成19年度以降に完成引渡し完了した、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市町村発注の、舗装面積1,500㎡以上の舗装工事。  
(道路改良工事の舗装工事を一部工種とするものも含む)

6 価格以外の評価項目における「保有資格」とは、次の資格である。

- (1) 1級土木施工管理技士
- (2) 1級建設機械施工技士
- (3) 技術士（第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る））
- (4) これらと同等以上の能力を有する者とする国土交通大臣の認定

7 評価項目算定資料については、次の通り取り扱うものとする。

- (1) 配置予定者を一人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定者とすることができる。この場合、配置予定技術者評価資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。配置予定技術者の評価点は、最も低い評価を受けたものをもって算定する。
- (2) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定期間に認定されている審査登録機関が認証したものとする。